

阿南市告示第130号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の規定により送達すべき書類は、同法第20条の2の規定により、その送達に代えて公示送達をする。

送達すべき書類は、阿南市保健福祉部保険年金課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月30日

阿南市長 岩 佐 義 弘

- 1 送付すべき書類 令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書
- 2 送付を受けるべき者

氏名
濱 馨
松尾 隆
竹内 節子
佐々木 ひろ子
川勝 真人
松田 計廣
神原 清和